

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局に関する Q & A について

平成 28 年 4 月 1 日から施行する健康サポート薬局に係る表示及び公表並びにそれを行うための基準の内容等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 19 号。以下「改正省令」という。）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 1 条第 5 項第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成 28 年厚生労働省告示第 29 号。以下「基準告示」という。）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。）において、お示ししています。

また、健康サポート薬局の基準としている薬剤師の研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）」（平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 8 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「研修通知」という。）及び「健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について」（平成 28 年 3 月 15 日付け薬生総発 0315 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）でお示ししています。

上記に加え、今般、健康サポート薬局に関する Q & A を別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

【健康サポート薬局である旨の表示について】

(問1) 改正省令第15条の11の規定により、基準告示に適合しない場合には、健康サポート薬局である旨を表示できないこととなっているが、具体的にどのような表示ができないのか。

(答) 表示の一部又は全部に「健康」という用語と「サポート」という用語の両方が入っている薬局の名称・呼称の表示を行うことはできない(※)。

現に健康サポート薬局である旨の表示を行っている薬局は、改正省令附則の経過措置において、改正省令の施行の日(平成28年4月1日)から起算して1年以内に名称を見直すこととされているが、今般の健康サポート薬局制度の創設の趣旨を踏まえ、基準を満たし、引き続き健康サポート薬局である旨の表示を行うことを積極的に検討していただきたい。

(※) ○○健康サポート薬局(健康○○サポート薬局、健康サポート○○薬局)、サポート健康薬局

【懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップについて】

(問2) 施行通知の第3 2 (1) ③ウ(ア)「定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。」(p6)とあるが、当該内容と調剤報酬における分割調剤の算定要件との関係はどうなっているか。

(答) 施行通知に記載されている分割調剤は、平成28年度診療報酬改定における分割調剤の算定要件を満たして実施することが想定される。

【健康サポート薬局に係る研修について】

(問3) 研修通知別添の健康サポート薬局に係る研修実施要綱の2(2)①「研修実施機関は、②～⑤に定める全ての研修を提供すること。」(p2)について、研修実施機関は別紙1及び別紙2に掲げるすべての研修を提供しなくてはならないと解してよいか。

(答) 貴見のとおり。なお、複数の法人であっても、本研修を適確に実施し、研修受講者に対して責任を果たしうる適切な運営体制を構築する等により、共同で1つの研修実施機関となりうるものである。

(問4) 研修通知別添の健康サポート薬局に係る研修実施要綱の2(3)①ア「すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者」(p3)については、1つの研修実施機関が提供するすべての技能習得型研修及び知識習得型研修を受講しなくてはならないのか。

(答) 貴見のとおり。